



9月になり、読書にぴったりの季節となりました。マイナンバーカードは、運転免許証や健康保険証としても活用されていますが、気になる点があります。高額療養費制度では、所得に応じて自己負担限度額が決まりますが、その判定にマイナンバーと連動した所得情報が使われています。つまり、医療機関でカードを読み取ることで、間接的に所得水準が分かってしまう可能性があるのです。制度は適切に運用されていると思いますが、それでも自分の所得が他人に知られるようで、少し恥ずかしさを感じてしまいます。皆さんはどう思われますか？

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇ハラスメント対応の実務的運用と注意点
- ◇相続があった場合のインボイス登録
- ◇駐車料金ではなく、警察手数料？
- ◇緊急セミナーのご案内
- ◇あとがき

「オフィスミツヒロの
シンボルマーク」

ハラスメント対応の実務的運用と注意点

近年「ハラスメント」問題は多岐にわたっています。会社の不適切な対処により、被害者側、加害者側のそれぞれから、不当な扱いを受けたとの申出をされないように、会社側の姿勢を一貫させ、従業員に就業規則をしっかりと周知し、各ハラスメントを抑制する啓蒙活動が大切です。

1. 職場におけるハラスメントとは

相手の意に反した「嫌がらせ」を指します。それには様々なケースがあり、その言動内容によって「〇〇ハラスメント」と種類が分けられています。これらハラスメントは、業務指導や、かかわる業務の範囲を超えていることが判断基準となります。そのため加害者側が意図していなかった言動でも、ハラスメントとなることがありますので、細心の注意が必要です。

2. ハラスメント防止対策に取り組む必要性

事業主には従業員への安全配慮義務が定められています（労働契約法第5条）。このハラスメント問題が発生しているにも関わらず対処せずにいると、精神的苦痛により「うつ病」を発症するなどの危険性があり、事業主には安全配慮義務を怠ったとして損害賠償請求の対象にもなります。また、男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法（パワハラ防止法）等でも防止措置や対策が義務付けられています。これらハラスメント行為は、個人の人権を傷つけ、健康と安全を脅かすほか、企業の人材損失や社会的なイメージの低下にもつながる行為です。すべての企業がハラスメント防止対策に取り組む必要があります。

3. 主なハラスメント（代表的な2つをご紹介します）

(1) パワーハラスメント（パワハラ）

次の3つの要素を全て満たすものを言います。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

但し、客観的に業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導はパワハラに該当しません。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで（次頁へつづく）

【パワハラ 6 類型】

厚生労働省は、職場におけるパワハラについて、以下、6 つに分類しています。

- ① 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫、名誉棄損、侮辱、など）
- ③ 人間関係からの切り離し（隔離、仲間外し、無視）
- ④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
- ⑤ 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

(2) セクシュアルハラスメント（セクハラ）

セクハラとは、職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じることを言います。

4. ハラスメント防止における基本的な対策

事業主の義務は多岐にわたりますが、その多くは就業規則を改定することで対応が可能です。

(1) 就業規則を改定することで対応可能な措置

① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ・ ハラスメントの内容、ハラスメント禁止の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ・ 厳正に対処する旨の方針、対処の内容を就業規則等の文書に規定すること

② 相談に応じ、適切に対応するための体制整備

- ・ 相談窓口をあらかじめ定め、周知すること

③ その他合わせて講ずべき措置

- ・ 相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずること
- ・ 相談したことを理由として、解雇や不利益な扱いをされない旨を定め、周知すること

(2) 事案ごとに迅速・適切に対応する措置（可能であれば専門家にご相談ください）

① 相談に応じ、適切に対応するための体制整備

- ・ 相談窓口担当者が内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。
（ハラスメント発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するかどうか微妙な場合であっても、広く相談に対応すること）

② 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ・ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ・ 速やかに被害者に配慮の措置をすること
- ・ 加害者に対する措置を適正におこなうこと
- ・ 再発防止に向けた措置を講ずること

5. 今後のハラスメント対策 ― カスタマーハラスメント（カスハラ） ―

カスハラとは、顧客が企業に対して理不尽なクレーム・言動をすることをいいます。

(1) カスハラによる従業員への影響

- ・ 業務のパフォーマンスの低下
- ・ 精神疾患等の体調不良による休職や退職

(2) カスハラによる企業への影響

- ① カスハラ対応による時間の浪費
- ② 休職、退職による人員確保
- ③ ブランドイメージの低下

カスハラへ対策に取り組むことは、企業にとって重要な課題であるといえるでしょう。

対策等、お困りごとがございましたら、お気軽にご相談下さい。

相続があった場合のインボイス登録 「みなし登録期間」内に登録を！

1. 相続で事業を引き継いだ場合の消費税

相続により亡くなられた方の個人事業を承継する場合には、相続税や所得税ばかりでなく、消費税にも気を付けなければなりません。消費税の免税事業者である相続人（子）が、相続により被相続人（親）の事業を承継したときに、親の前々年の課税売上高が 1,000 万円を超えていると、相続があった日の翌日から 12 月 31 日までの間の、子の消費税の納税義務は免除されません。

その他にも、親が提出した消費税の届出（課税事業者の選択、簡易課税や課税期間の短縮の特例）の効力は、子には及びません。子が新たに届出書を提出しなければなりませんので、どのような手続きが必要なのか、チェックが必要となります。

2. インボイス発行事業者が死亡したとき

インボイス発行事業者である親が死亡した場合、子は「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を提出する必要があります。

インボイス発行事業者である親が死亡し、インボイス発行事業者でない子がその事業を承継した場合、親から承継した事業のインボイスが交付できないとなると、困ったことになります。そのため、「みなし登録期間」内は、その子をインボイス発行事業者とみなすとされ、この期間内は、子は親の登録番号を記載したインボイスを発行することができます。

〈みなし登録期間〉

相続があった日の翌日から次のいずれか早い日までの期間をいいます。

- ① 相続人（子）がインボイス登録を受けた日の前日
- ② 被相続人（親）が亡くなった日の翌日から 4 ヶ月を経過する日

3. 死亡届出書の記載と子本人の登録が必要

この取扱いの適用を受けるには、「適格請求書発行事業者の死亡届出書」に相続により事業を承継した旨を記載する必要があります。また、子が「みなし登録期間」後もインボイス発行事業者になりたいときは、「みなし登録期間」中に、子本人の「適格請求書発行事業者の申請届出書」を提出し、自ら登録を受ける必要があります。なお、登録通知が「みなし登録期間」終了後に届いた場合には、通知が届いた日まで「みなし登録期間」が延長されます。



駐車料金ではなく警察手数料？パーキング・チケットの消費税

1. パーキング・チケットは「警察手数料」

インボイス制度が導入され、しばらく経った頃、「パーキング・チケットは、インボイスが出ない」と話題になりました。繁華街にある道路などの指定された駐車枠内に車両を止め、発給設備に硬貨を入れて、チケットを受け取っているのに、てっきり「駐車料金を支払っている」と思っていた人が多いのではないのでしょうか。警視庁のHPによると「警察手数料（行政手数料）なので消費税は非課税」とのことです。

2. 消費税が非課税となる行政手数料とは？

消費税が非課税とされる行政手数料とは、法令に基づき、国や地方公共団体などが徴収する次のような手数料を言います。

例えば、登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付などです。

このような手数料は、支払側に選択の余地がなく、税金によってまかなわれるべき行政サービスの費用分担の性格を有するため、消費税を課さないこととされています。

3. 道路法・道交法のルールと消費税

道路に関しては、道路の整備・管理に関する法律である「道路法」と、道路を利用する際の行動・ルールを定めた法律である「道路交通法（道交法）」の規制があります。前者は国交省、後者は警察庁の所轄です。

道交法のいう「道路」とは「一般交通の用に供する道」ですから、交通を妨害するような方法で物をみだりに置く等は許されていません。本来の用途に即さない特別な使用をするときは、「道路使用許可」が必要とされます。道路工事、工作物の設置、屋台の出店、道路を利用したイベント行事などを行いたいときは、道路許可の申請を行います。この時の警察に支払う手数料は非課税となる「行政手数料」です。また、道路を占有するときは、道路法により道路管理者に「道路占有料」を支払います。こちらは、「土地の貸付け」として非課税となります。

4. 「時間制限駐車区間」の駐車を認めるもの

パーキング・チケットの発給設備は、いずれも道交法の「時間制限駐車区間」にあります。この区域では、道路標識や案内板に表示している時間帯に限り、60分以内に駐車をすることができます。指定された駐車枠内に用法を守って駐車していない場合には、駐車違反となります。その場所での手数料ですから、「道路使用許可の支払い」という性格が強いということなのでしょうね。

参考文献： ■古田士会計 ■ゆりかご倶楽部



緊急セミナーのご案内

第5回 税務・会計セミナー

今年の年末調整は要注意！！

『160万円の壁』改正ポイント

令和7年度の年末調整は、「年収160万円の壁」への引上げ等、税制改正の影響により大幅な見直しがあるため注意が必要です。これから迎える年末調整をスムーズに進めて頂くために、当初予定していましたテーマ・開催日を変更して、緊急セミナーを開催しますので是非ご参加ください。

開催日 10月8日（水）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。

あとがき

下田です。今月は(株)オフィスミツヒロのシンボルマークのご紹介です。オフィスミツヒロのキャッチフレーズ「あなたの経営羅針盤」を基に、羅針盤を表現するための周囲の円は「O」の意味も併せ持ち、羅針盤の針そのものを頭文字「M」で図案化しています。常に向上心を持ち、発展していくイメージと、お客様とともに成長していくイメージを右肩上がりの指針に込めました。シンプルで力強いシンボルマーク。とても愛着が有ります。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

